

福岡県公報

平成28年10月14日
第3835号

目次

告示(第736号-第739号)

- 石油コンビナート等災害防止法第2条第5号に規定する第二種事業所への指定の解除 (防災企画課) …………… 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
 - 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境保全課) …………… 2
 - 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………… 2
- ### 公 告
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 2
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
 - 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 3
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
 - 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 3
 - 指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅 (漁業管理課) …………… 3
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5
 - 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 5

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (市町村支援課) …………… 5
- 県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 (市町村支援課) …………… 5
- 県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (市町村支援課) …………… 6

公安委員会

- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) …………… 6

雑 報

- 平成29年度福岡県農業大学の研修生の募集 (経営技術支援課) …………… 9

再 掲

- 家畜伝染病の発生 (畜産課) …………… 10

正 誤

- 道路の区域の変更(平成26年福岡県告示第317号) 中正誤 …………… 10

告 示

福岡県告示第736号

昭和51年9月福岡県告示第1392号で告示した次に掲げる事業所の石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第5号に規定する第二種事業所への指定を解除したので、告示する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

特別防災区域名	事業所名	所在地	指定解除年月日
福岡地区	中国精油株式会社 福岡事業所	福岡市中央区荒津一丁目2番12号	平成28年10月14日

福岡県告示第737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
南筑後	県道	柳川線 柳 川 筑 後 線	前	柳川市三橋町 柳河1037番2 先から 柳川市三橋町 柳河147番2先 まで	7.5 ～ 96.0	1,833.0	うち県道 久留米柳 川線 重用延 長 733.2 メートル
			前	柳川市三橋町 柳河1037番2 先から 柳川市三橋町 柳河147番2先 まで	8.2 ～ 29.5	1,371.5	
			後	柳川市三橋町 柳河1037番2 先から 柳川市三橋町 柳河147番2先 まで	7.5 ～ 96.0	1,833.0	うち県道 久留米柳 川線 重用延 長 733.2 メートル
			後	柳川市三橋町 柳河1037番2 先から 柳川市三橋町 柳河147番2先 まで	8.2 ～ 29.5	1,371.5	

福岡県告示第738号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する要措置区域
糟屋郡志免町別府東三丁目1124番2の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
トリクロロエチレン
- 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置
当該土地において地下水の水質の測定を行うこと（土壤汚染対策法施行規則別表第5の1の項の中欄）

福岡県告示第739号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する形質変更時要届出区域
糟屋郡志免町別府東三丁目1124番2及び1160番5の各一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物
鉛及びその化合物
砒素及びその化合物

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により宗像市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部部

市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

宗像都市計画駐車場の変更（平成28年9月15日宗像市告示第250号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡遠賀町大字鬼津字古作1434番1から1434番28まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市八幡西区則松三丁目1636番地5
有限会社東筑開発
代表取締役 白川 守

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営新星野2期地区土地改良（区画整理）事業計画書の写し	平成28年10月14日から平成28年11月14日まで	八女市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第3項の規定により公告する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
春日市大土居二丁目105番1、105番3、106番1及び106番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
春日市紅葉ヶ丘東六丁目111番 井上 ミサヲ
春日市大字下白水135番地1 的野 國雅

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営新星野2期地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	平成28年10月14日から平成28年11月14日まで	八女市役所

公告

漁船保険損害等補償法に基づく加入区の指定（昭和62年10月福岡県告示第1466号）により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、当該告示において指定した加入区の全てについて、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により平成28年10月14日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条3項の規定により公告する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市下白川町二丁目92番1から92番5まで、107番1、107番2、110番2、110番3、113番1から113番3まで、114番1から114番3まで、114番5から114番9まで、119番1、119番2、120番、121番2、122番2、125番1、125番2、126番、139番、140番、142番1、142番2、154番1及び154番3から154番5まで並びにこれらの区域内の道路である国有地及び水路である市有地の各一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市小郡字東野2493番地
有限会社タイラエンタープライズ
代表取締役 日浦 敏彦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字今山字中盤ノ表2207番1から2207番9まで、2212番1及び2212番4から2212番13まで並びに字田代2259番1から2259番12まで並びにこれらの区域内の道路又は水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市大字久福木75番地
株式会社有明地所
代表取締役 井上 幸祐

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

春日市下白水南三丁目66番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

春日市昇町六丁目114番地
社会福祉法人春日福祉会
理事 庄山 剛

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年10月11日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン行橋
- (2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概

要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン行橋
(2) 所在地 行橋市西宮市三丁目125番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成28年8月20日から 平成28年11月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成28年10月14日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市東区	平成28年10月3日から 平成28年10月31日まで

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成28年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年10月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

84,699

福岡県選挙管理委員会告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成28年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年10月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

629,365

福岡県選挙管理委員会告示第125号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成28年9月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成28年10月14日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	28,940
北九州市小倉北区	50,698
北九州市小倉南区	58,978
北九州市若松区	23,487
北九州市八幡東区	19,710
北九州市八幡西区	71,181
北九州市戸畑区	16,661
福岡市東区	80,899
福岡市博多区	62,125
福岡市中央区	51,789
福岡市南区	70,126
福岡市城南区	34,075
福岡市早良区	58,589
福岡市西区	54,759
大牟田市	33,912
久留米市	83,869
直方市	16,052
飯塚市・嘉穂郡	40,126
田川市	13,696

柳川市	19,207
八女市・八女郡	24,080
筑後市	13,362
大川市・三潞郡	14,089
行橋市	20,137
中間市	12,340
小郡市・三井郡	20,364
筑紫野市	28,029
春日市	30,199
大野城市	26,833
宗像市	26,762
太宰府市	19,625
古賀市	15,985
福津市	16,789
うきは市	8,619
宮若市・鞍手郡	15,138
嘉麻市	11,410
朝倉市・朝倉郡	24,300
みやま市	11,110
糸島市	27,639
筑紫郡	13,296
糟屋郡	60,447
遠賀郡	26,582
田川郡	23,006
京都郡	15,751
築上郡・豊前市	16,882

公安委員会

福岡県公安委員会告示第279号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成28年10月14日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成28年12月14日（水）から同年12月22日（木）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成28年12月19日（月）から同年12月22日（木）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

時00分から修了考査を実施する。）

3 受講定員

- (1) 新規取得講習
42名
- (2) 追加取得講習
6名

4 受講対象者

- (1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格

者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成28年10月31日（月）から同年11月2日（水）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 前記5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

47,000円

イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない

事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

- (1) 各講習最終日に修了考査を実施する。
- (2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

- (1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

- (2) 講習に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
- (3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。
- (4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

雑 報

平成29年度福岡県農業大学校研修科の研修生を次のように募集する。

平成28年10月14日

福岡県農業大学校長 姫野伸二

1 募集定員

コース名	研修生数
野菜（施設野菜）	20名程度

花き（施設花き）

2 研修期間

- (1) 研修期間 6か月以上1年以内（原則として年度を越えないものとする）。
- (2) 研修開始 平成29年4月又は同年8月

3 応募資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福岡県内の農業者
- (2) 福岡県内での就農（農業生産法人への就職を含む）を志す者
ただし、(2)に該当する者については、認定新規就農者及びこれに相当する者とする。

4 募集日程

(1) 受付期間

ア 受付期間は、平成29年1月4日（水曜日）から平成29年2月6日（月曜日）まで、受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県の休日は受付業務を行わない。

イ 郵送による応募は、必ず簡易書留郵便とし、平成29年2月6日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 面接日

平成29年2月23日（木曜日）

(3) 研修生の決定

平成29年3月3日（金曜日）

5 応募提出書類

次に掲げる書類を福岡県農業大学校に提出すること。

- (1) 技術習得研修受講申込書
- (2) 下記のうちいずれかの書類
 - 1) 就農計画書（新規就農を志す者）
 - 2) 営農計画書（就農して間もない者、または品目転換を志す者）
 - 3) 就職計画書（研修修了後、農業法人に就職を志す者）

(3) 健康診断書（3か月以内に受診したもの：項目は身長、体重、視力、聴力、血圧、尿検査（タンパク、糖）、胸部エックス線）

6 選考方法及び許可通知

書類審査で研修生候補者を選考し、面接審査を行い研修生を決定する。この場合、審査番号を福岡県農業大学校に掲示するとともに、本人あて文書をもって受講許可通知を行う。

7 研修内容

研修生は、農業の基礎及び専門的な講義と併せて、希望する品目の生産管理から出荷販売までの実習を行うとともに、次の実習及び研修等を受けることができる。

- (1) 養成科が行う他の品目の生産管理実習
- (2) 個別経営計画策定演習
- (3) 養成科が行う講義及び資格取得研修の受講

8 個人情報の取扱いについて

受け付けた個人情報については、募集業務のみに使用し、他の目的に使用しない。

9 技術習得研修受講申込書等の請求及び受講に関する問い合わせ先

福岡県農業大学校（郵便番号818-0004 筑紫野市大字吉木767 電話092-925-

9129）又は福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3495）

なお、技術習得研修受講申込書は、各農林事務所普及指導センターでも入手できる。

再 掲

福岡県告示第724号の2

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

家畜伝染病が発生したので家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成28年9月30日

福岡県知事 小川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1 頭	大牟田市	平成28年9月29日
		疑似患畜			

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正 誤			
					上	下						
26・3・28	3582	告示	317	38		○		表 中	前	柳川市三橋町柳 ○○○○○ 河1037番2先から 柳川市三橋町柳 河147番2先まで	前	柳川市三橋町柳 ●●●●● ●● 河1040番11先から 柳川市三橋町柳 河147番2先まで
26・3・28	3582	告示	317	38		○		表 中	後	柳川市三橋町柳 ○○○○○ 河1037番2先から 柳川市三橋町柳 河147番2先まで	後	柳川市三橋町柳 ●●●●● ●● 河1040番11先から 柳川市三橋町柳 河147番2先まで

26・3・28	3582	告示	317	38		○		表 中	後	柳川市三橋町柳 ○○○○○ 河1037番2先から 柳川市三橋町柳 河147番2先まで	後	柳川市三橋町柳 ●●●●●●●● 河1040番11先から 柳川市三橋町柳 河147番2先まで
---------	------	----	-----	----	--	---	--	-----	---	--	---	--